



熊本県公報

号外 第 1 6 号

平成 26 年 3 月 31 日 (月)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 2
規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 11

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 不動産取得税
 - (1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後 6 月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(第 6 1 条関係)
 - (2) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 6 条の 7、第 7 条関係)
 - ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年(本則 6 月)を経過した日に緩和する特例措置
 - イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置
 - ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置
- 2 自動車取得税
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する附則第 8 条の 2 の 2 で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで延長することとした。(附則第 8 条の 3 関係)
 - (2) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を 1 0 0 分の 3 (現行 1 0 0 分の 5) とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を 1 0 0 分の 2 (現行 1 0 0 分の 3) とすることとした。(附則第 8 条の 3 の 2 関係)
 - (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 4 分の 1 を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を 1 0 0 分の 2 0 とすることとした。(附則第 8 条の 3 の 2 関係)
 - (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 2 分の 1 を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を 1 0 0 分の 4 0 とすることとした。(附則第 8 条の 3 の 2 関係)
- 3 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。(附則第 9 条関係)

 - (1) 環境負荷の小さい自動車

平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

 - ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成 2 7 年度基準エネルギー消費効率に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た数値以上かつ平成 3 2 年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 1 7 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの及び平成 2 1 年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車(乗用車に限る。)について、税率の概ね 1 0 0 分の 7 5 を軽減することとした。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの(アの適用を受ける自動車を除く。)について、税率の概ね100分の50を軽減することとした。

(2) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成27年度以後に限る。)に税率の概ね100分の15(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとした。

ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

4 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした。(第110条関係)

5 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項―第5項関係)

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第42号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
第52条第3項中「供する」の次に「耐震基準適合既存住宅」を加え、「第37条の18」を「第37条の18第1項」に、「以下」を「第61条第1項において同じ。)のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第37条の18第2項に規定する基準(第61条第1項において「耐震基準」という。)に適合するものとして施行令第37条の18第3項に規定するものをいう。第59条第2項及び第4項、第60条第3項並びに第61条第1項において」に、「控除すること」を「控除するもの」に改める。

第59条第2項中「既存住宅等(既存住宅)」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅)」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、同条第4項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改める。

第60条第3項各号中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改める。

第61条第1項第2条の10までを次のように改める。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第61条 課税地を管轄する広域本部長は、個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をい、一部の除却及び敷地の整備を除く。第3項において同じ。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令第7条の7に規定する方法により証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 耐震基準不適合住宅に係る耐震改修の着工及び完成予定年月日

(2) 耐震改修後の耐震基準不適合住宅の床面積、構造、使用目的及び耐震改修の費用
 4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を
 文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

第62条 削除

第62条の2から第62条の10まで 削除

第110条中「本条」を「この条」に、「本節」を「この節」に改め、「第20条」の
 次に「又は第42条」を加える。

附則第6条の7、第7条及び第8条の3第1項中「平成26年3月31日」を「平成2
 8年3月31日」に改める。

附則第8条の3の2第1項中「自家用の自動車」を「営業用の自動車（」に、「」以
 外のものを「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「100分の
 5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「率に4分の1」を「率に100分の20」
 に改め、同条第3項中「率に2分の1」を「率に100分の40」に改める。

附則第9条第1項中「第2項及び第3項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を
 「メタノール自動車（専らメタノール」に、「、メタノール」を「をいう。次項において
 同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール」に、「及びガソリン」を「をいう。次項
 において同じ。）」及びガソリン」に、「第2項において」を「次項及び第3項第3号にお
 いて」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」
 を削り、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて
 て」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3
 月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の
 表第101条第1項第1号アの項及び第101条第1項第1号イの項を次のように改める。

第101条第1項第1号ア	7, 500円	8, 600円
	8, 500円	9, 700円
	9, 500円	10, 900円
	13, 800円	15, 800円
	15, 700円	18, 000円
	17, 900円	20, 500円
	20, 500円	23, 500円
	23, 600円	27, 100円
	27, 200円	31, 200円
40, 700円	46, 800円	
第101条第1項第1号イ	29, 500円	33, 900円
	34, 500円	39, 600円
	39, 500円	45, 400円
	45, 000円	51, 700円
	51, 000円	58, 600円
	58, 000円	66, 700円
	66, 500円	76, 400円
	76, 500円	87, 900円
	88, 000円	101, 200円
111, 000円	127, 600円	

附則第9条第1項の表第101条第1項第4号アの項及び第101条第1項第4号イの
 項を次のように改める。

第101条第1項第4号ア	4, 500円	5, 100円
	5, 500円	6, 300円
	6, 500円	7, 400円
	3, 900円	4, 400円
第101条第1項第4号イ	6, 000円	6, 900円
	7, 000円	8, 000円
	8, 500円	9, 700円
	5, 300円	6, 000円

附則第9条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メ
 タノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス

(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成 26 年度分の自動車税に係る第 101 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成 13 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもの

第 1 0 1 条 第 1 項 第 1 号 ア	7, 5 0 0 円	8, 2 0 0 円
	8, 5 0 0 円	9, 3 0 0 円
	9, 5 0 0 円	1 0, 4 0 0 円
	1 3, 8 0 0 円	1 5, 1 0 0 円
	1 5, 7 0 0 円	1 7, 2 0 0 円
	1 7, 9 0 0 円	1 9, 6 0 0 円
	2 0, 5 0 0 円	2 2, 5 0 0 円
	2 3, 6 0 0 円	2 5, 9 0 0 円
	2 7, 2 0 0 円	2 9, 9 0 0 円
	4 0, 7 0 0 円	4 4, 7 0 0 円
第 1 0 1 条 第 1 項 第 1 号 イ	2 9, 5 0 0 円	3 2, 4 0 0 円
	3 4, 5 0 0 円	3 7, 9 0 0 円
	3 9, 5 0 0 円	4 3, 4 0 0 円
	4 5, 0 0 0 円	4 9, 5 0 0 円
	5 1, 0 0 0 円	5 6, 1 0 0 円
	5 8, 0 0 0 円	6 3, 8 0 0 円
	6 6, 5 0 0 円	7 3, 1 0 0 円
	7 6, 5 0 0 円	8 4, 1 0 0 円
	8 8, 0 0 0 円	9 6, 8 0 0 円
1 1 1, 0 0 0 円	1 2 2, 1 0 0 円	
第 1 0 1 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 5 0 0 円	7, 1 0 0 円
	9, 0 0 0 円	9, 9 0 0 円
	1 2, 0 0 0 円	1 3, 2 0 0 円
	1 5, 0 0 0 円	1 6, 5 0 0 円
	1 8, 5 0 0 円	2 0, 3 0 0 円
	2 2, 0 0 0 円	2 4, 2 0 0 円
	2 5, 5 0 0 円	2 8, 0 0 0 円
	2 9, 5 0 0 円	3 2, 4 0 0 円
	4, 7 0 0 円	5, 1 0 0 円
	7, 5 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 5, 1 0 0 円	1 6, 6 0 0 円
第 1 0 1 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 0 0 0 円	8, 8 0 0 円
	1 1, 5 0 0 円	1 2, 6 0 0 円
	1 6, 0 0 0 円	1 7, 6 0 0 円
	2 0, 5 0 0 円	2 2, 5 0 0 円
	2 5, 5 0 0 円	2 8, 0 0 0 円
	3 0, 0 0 0 円	3 3, 0 0 0 円
	3 5, 0 0 0 円	3 8, 5 0 0 円
	4 0, 5 0 0 円	4 4, 5 0 0 円
	6, 3 0 0 円	6, 9 0 0 円
	1 0, 2 0 0 円	1 1, 2 0 0 円
	2 0, 6 0 0 円	2 2, 6 0 0 円
第 1 0 1 条 第 1 項 第 3 号 ア (イ)	2 6, 5 0 0 円	2 9, 1 0 0 円
	3 2, 0 0 0 円	3 5, 2 0 0 円
	3 8, 0 0 0 円	4 1, 8 0 0 円
	4 4, 0 0 0 円	4 8, 4 0 0 円
	5 0, 5 0 0 円	5 5, 5 0 0 円

	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第101条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第101条第1項第4号ア	4,500円	4,900円
	5,500円	6,000円
	6,500円	7,100円
	3,900円	4,200円
第101条第1項第4号イ	6,000円	6,600円
	7,000円	7,700円
	8,500円	9,300円
	5,300円	5,800円
第101条第1項第5号ア	12,000円	13,200円
	27,500円	30,200円
	17,500円	19,200円
	8,500円	9,300円
第101条第1項第5号イ	16,000円	17,600円
	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
	36,000円	39,600円
	23,500円	25,800円
	11,000円	12,100円
第101条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第101条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円
第101条第4項	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円

附則第9条第3項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第2号中「平成21年10月1日（」の次に「同法第40条第3号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項」に改め、「この号」の次に「及び第5項第2号」を加え、「同条第10項」

を「同条第2項」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項に規定するものをいう。第5項第3号において同じ。)」を加え、同項第4号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項に規定するエネルギー消費効率(第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。))」に、「次項及び第5項」を「以下この条」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項に規定するもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に、「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項に次の表を加える。

第101条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第101条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第101条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
	7,500円	4,000円
15,100円	8,000円	
第101条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
	10,200円	5,500円

第101条第1項第3号ア(ア)	20,600円	10,500円
	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第101条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第101条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第101条第1項第4号ア	4,500円	2,500円
	5,500円	3,000円
	6,500円	3,500円
	3,900円	2,000円
第101条第1項第4号イ	6,000円	3,000円
	7,000円	3,500円
	8,500円	4,500円
	5,300円	3,000円
第101条第1項第5号ア	12,000円	6,000円
	27,500円	14,000円
	17,500円	9,000円
	8,500円	4,500円
第101条第1項第5号イ	16,000円	8,000円
	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
	36,000円	18,000円
	23,500円	12,000円
	11,000円	5,500円
第101条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第101条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円

第101条第4項	8,000円	4,000円
	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円

附則第9条第5項中「前項の」を「第4項の」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第12項」に改め、「平成22年度基準エネルギー消費効率」の次に「(基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)」を加え、「同条第14項」を「同条第13項」に改め、「基準エネルギー消費効率であって」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)」に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「前項中」を「第4項中」に改め、「第2項第4号に規定する」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の次に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合であっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合であっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

第101条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円

第101条第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円

	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第 101 条第 1 項第 2 号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第 101 条第 1 項第 2 号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第 101 条第 1 項第 3 号ア (ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第 101 条第 1 項第 3 号ア (イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第 101 条第 1 項第 3 号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第 101 条第 1 項第 4 号ア	4,500円	1,500円
	5,500円	1,500円
	6,500円	2,000円
	3,900円	1,000円
第 101 条第 1 項第 4 号イ	6,000円	1,500円
	7,000円	2,000円
	8,500円	2,500円
	5,300円	1,500円

第101条第1項第5号ア	12,000円	3,000円
	27,500円	7,000円
	17,500円	4,500円
	8,500円	2,500円
第101条第1項第5号イ	16,000円	4,000円
	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
	36,000円	9,000円
	23,500円	6,000円
	11,000円	3,000円
第101条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第101条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第101条第4項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	29,000円	7,500円

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条第1項中「、第3項及び第5項」を「から第4項まで」に改め、同条第2項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第52条第3項、第59条第2項及び第4項、第60条第3項並びに第61条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第8条の3の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の附則第9条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 改正後の附則第19条の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民

税については、なお従前の例による。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第26号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「広域本部地域振興局総務振興課」の次に「(天草広域本部天草地域振興局総務振興課を除く。)」を加える。

第10条第2項中「(法第73条の27の4第2項及び法第73条の27の6第2項)」を「、法第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項及び法第73条の27の7第2項)」に、「、法第73条の27の5第2項」を「、法第73条の27の6第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。